

離転職者等職業訓練（公共職業訓練）

介護初級科

（介護職員初任者・パソコン科）

受講者募集！

受講料
無料



目標資格

介護職員初任者研修（訓練修了時に修了）

対象者

ハローワークに求職登録し、受講あっせんを受けることができる者

訓練期間

令和8年10月16日（金）～令和9年1月15日（金）

訓練時間

9：30～16：00

休講日

土・日・祝日

自己負担額

テキスト代：12,500円（税込）

※企業実習先への交通費など：実費

※企業実習中の事故に備えた損害賠償責任保険への加入が必要です。

（保険料：3,100円＋振込手数料：152円）



ハローレーニング
—— 急がば学べ ——

募集期間

令和8年8月24日（月）～令和8年9月16日（水）

申込方法

- ① 入学願書をハローワークを通じて提出する。
- ② 質問シートを田辺産業技術専門学院に必ず提出する。

定員

10名 ※定員を超えた場合は選考検査を実施 選考日：令和8年10月2日（金）
（応募者が少ない場合は、訓練を行わないこともあります。）

訓練コース番号

5-08-30-133-05-0093



お問い合わせ先

和歌山県立田辺産業技術専門学院

TEL:0739-22-2259

（訓練実施施設）施設見学会、随時開催しています！

パソコンスクール **TAKUMI** 田辺教室

田辺市湊38-23 TEL:0739-34-2293

委託訓練カリキュラム ※介護初級科（自由提案）

訓練科名		介護初級科（田辺 2） (介護職員初任者・パソコン科)		就職先の職務	介護関連の職種	
訓練期間		令和8年10月16日 ～ 令和9年1月15日				
訓練目標		介護に携わる者が、基本的な介護業務を行うことができるよう最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得する。				
		パソコンの基本操作からWord・Excelの活用までを体系的に学び、介護現場や事務処理に必要な記録・報告・データ管理を自立して行える力を習得する。				
取得目標資格		介護員養成研修介護職員初任者研修課程（訓練修了時に左記課程も修了）				
受講対象者		介護職員として介護関連職種に就職を目指す求職者				
		科目	科目の内容		リテラシー項目番号	時間
訓練内容	学科及び実技	介護職員初任者研修課程	職務の理解（6h）、介護における尊厳保持・自立支援（9h）、介護の基本（6h）、介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9h）、介護におけるコミュニケーション技術（6h）、老化の理解（6h）、認知症の理解（6h）、障害の理解（3h）、こころとからだのしくみと生活支援技術（75h）、振り返り（4h） ※こころとからだのしくみと生活支援技術については、一部実技演習を含む。			130
		デジタルリテラシー知識	介護分野におけるデジタル活用事例、介護ソフトの活用事例、情報セキュリティ		1, 11, 12, 13, 14, 15, 16	3
		社会人基礎講習	自己理解、職業意識、現場見学など仕事理解、接遇マナー、苦情対応、救命講習			24
		就職支援	就職活動の進め方（キャリアデザイン、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対応等）、修了評価			20
		小計			177以上	
	実技（演習）	パソコン基本操作	マウス、キーボード操作、文字入力(日本語変換)、タイピング、アプリケーションの実行と終了			6
		文書作成	文書作成ソフトの基本操作と応用、報告書・ビジネス文書等の作成		13	39
		表計算基礎	表計算ソフトの基本操作、関数、書式設定、グラフの作成と編集、関数の活用、データベース利用		13	36
		OA実務演習	Word・Excel等の複数のソフトを活用した介護職での実務実践課題		13	30
		小計			111	
		実技（職場見学等）	職場見学等（介護老人福祉施設、居宅介護事業所、グループホーム、障害者支援施設などのうちから2か所以上かつ6時間以上）	デイサービス		36
	サービス付き高齢者住宅					
	住宅型有料老人ホーム					
	グループホーム					
	小計			36		
合計324						

就職支援の具体的な内容	キャリアコンサルティングの実施、就職講話・懇談会の実施、履歴書・職務経歴書等の作成指導、模擬面接の実施、訓練終了後の就職支援等
使用する機械器具・教材等	車椅子、ギャッチベッド、寝具、ポータブルトイレ、浴槽、歩行器等、パソコン一式、OS、アプリケーションソフト、メール及びインターネット利用環境（マウスコンピューター製R4年式、Windows11、Microsoft Office365）
備考	・上記訓練時間とは別に開講・修了に係る行事を行う。 ・職場見学等は、下限は6時間以上とする。 なお、原則として現場での実施を基本とするが、職場見学はオンラインでの実施も可とする。